

年金記録訂正請求に係る答申について

九州地方年金記録訂正審議会
令和5年4月6日答申分

○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの 0件

(2) 年金記録の訂正を不要としたもの 1件

国民年金関係 1件

厚生局受付番号 : 九州 (受) 第 2200247 号

厚生局事案番号 : 九州 (国) 第 2300001 号

第 1 結論

昭和 55 年*月*日から昭和 58 年 4 月 1 日までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 35 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 55 年*月*日から昭和 58 年 4 月 1 日まで

亡くなった母が生前に、私の国民年金保険料を納めていたと言っていたことと、国民年金の年金手帳を大学卒業後の就職先に提出した記憶があり、年金手帳を 2 冊もらっていたため、請求期間を国民年金保険料の納付済期間に訂正してほしい。

第 3 判断の理由

請求者は、請求期間の国民年金保険料は母親が納付した旨主張しているが、オンライン記録によると、請求者が初めて国民年金被保険者資格を取得した日は、平成元年 7 月 30 日と記録されていることが確認でき、当該資格を取得した日より前に、請求者が同資格を取得した記録は確認できない。

また、請求期間当時、国民年金の加入手続が行われた際は、年金記録を管理するために国民年金の記号番号を払い出すこととされており、請求者の主張どおり、20 歳から国民年金保険料を納付するためには、請求者に対し、前述の資格取得日より前に「*」とは別の国民年金の記号番号の払出しが必要となる。

しかしながら、日本年金機構は、国民年金手帳記号番号払出簿を確認したが、請求者に「*」以外の国民年金の記号番号の払出しはない旨回答している上、当局においても、社会保険オンラインシステムにより、国民年金の記号番号の払出しの確認及び請求者の氏名を複数の読み方により検索したが、請求期間において請求者に対し別の国民年金の記号番号が払い出された形跡もないことから、請求期間当時、請求者は国民年金に未加入であり、請求者の母親は、請求者の請求期間に係る国民年金保険料を納付することはできなかったものと考えられる。

また、請求者の請求期間における住所地であった A 市（請求期間当時は、B 町）は、請求者に係る「*」以外の国民年金の記号番号は確認できないと回答している上、同市が提出した請求者の被保険者記録表によると、初めて国民年金被保険者資格を取得した日は平成元年 7 月 30 日であることが記録されており、オンライン記録と一致している。

さらに、請求者は、請求期間に係る国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、これらを行ったとしている請求者の母親は既に亡くなっていることから、請求期間当時の具体的な保険料の納付状況等は不明である。

このほか、請求者及び請求者の母親が、請求期間について国民年金保険料を納付していたこ

とを示す関連資料はなく、ほかに請求期間について、請求者の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者の請求期間に係る国民年金保険料が納付されていたものと認めることはできない。